

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、令第 号
国土交通省、環境省

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第二百七号）を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一條第一項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帶するその身分を示す証明書は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、運輸省、通商産業省、令第三号）第三十八条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

写

氏 名

真

生年月日 年 月 日 生

年 月 日 交付
年 月 日 限り有効

都道府県知事（市町村長・区長） 印

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、裏面に記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。